

自家発 Q & A 66

移動用発電設備の規制及び取扱い(その6)

9月号では、「排出ガス規制」について説明します。

Q 1 移動用発電設備は、どのような排出ガス規制を受けますか。

A 1 国土交通省が定めた直轄工事において、建設機械を対象とする「排出ガス対策型建設機械指定制度」に基づき、排出ガス規制が適用されます。

Q 2 排出ガス対策型建設機械の型式指定制度とは、どのような制度ですか。

Q 3 排出ガス対策型建設機械に適用される排出ガスの基準値について教えてください。

A 3 排出ガスの基準は、「排出ガス対策型原動機の認定及び排出ガス対策型建設機械の指定に関する技術基準」により定められています。

この技術基準によって定められた排出ガスの基準値は、第1次排出ガス基準値（平成3年から適用開始）、第2次排出ガス基準値（平成13年から適用開始）を経て、現在は第3次排出ガス基準値（平成18年から適用開始）に基づき、運用されています。

排出ガス対策型建設機械の第3次排出ガス基準値を表2に示します。

A 2 この型式指定制度による建設機械の排出ガス規制は、建設機械全体をカバーするものではありません。

建設機械種別は車両系建設機械と可搬式建設機械の2つに分けられます。

そのうち、車両系建設機械については、公道を走行するものは「道路運送車両法」により、一方で、公道を走行しないもの（小型のものを除く。）は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（オフロード法）により、それぞれ排出ガス規制の適用を受けます。

さらに、車両系建設機械のうち、道路運送車両法及びオフロード法において、規制の対象にならない8kW以上19kW未満の小型のものや、可搬式建設機械については、排出ガスは「排出ガス対策型建設機械指定制度」により規制されます。

これらの排出ガス規制の概要を表1に示します。

Q 4 移動用発電設備は、大気汚染防止法の適用は受けないのでしょうか。

A 4 ばい煙を発生する施設には、ばい煙の発生位置が固定しているもの（固定発生源）と、自動車等により発生位置が移動するもの（移動発生源）とがあります。大気汚染防止法が対象とするばい煙を発生する施設（ばい煙発生施設）とは、表3に示す定義等に基づく固定発生源に係るものとされており、発電設備については、工場・事業場等に設置される定置形のものに限定されています。従って、自動車等により移設して使用される移動用発電設備については、固定発生源には該当せず、大気汚染防止法の適用を受けません。

表1 建設機械の種別に応じ適用される排出ガス規制

建設機械の種別	原動機	自動車の別	主な機種	排出ガス規制
車両系建設機械	19kW以上 560kW未滿のもの	オンロード車※2	バックホウ（ホイール型） トラクターショベル（ホイール型）	道路運送車両法
	19kW以上 560kW未滿のもの	オフロード車※3	バックホウ（クローラ型） ブルドーザ	オフロード法
	8kW以上 19kW未滿のもの※1		小型ローラ 小型バックホウ	排出ガス対策型 建設機械指定制度
可搬式建設機械	8kW以上 560kW未滿のもの		発動発電機（移動用発電設備） 空気圧縮機	排出ガス対策型 建設機械指定制度

※1 排出ガス規制は、オフロード法ではなく、排出ガス対策型建設機械指定制度による。
 ※2 オンロード車とは、公道を走行する**自動車**をいい、公道以外でも走行は可能である。
 ※3 オフロード車とは、専ら公道以外を走行する**特殊自動車**をいう。

表2 第3次排出ガス基準値

(g/kW・h)

出力区分	排出ガスの種類※						黒煙 (%)
		HC	非メタンHC 及びNOx	NOx	CO	PM	
8kW以上 19kW未滿	—	—	7.5	—	5.0	0.80	40
19kW以上 37kW未滿	1.0	—	6.0	0.40			
37kW以上 56kW未滿	0.7		4.0	0.30		35	
56kW以上 75kW未滿			0.25	30			
75kW以上 130kW未滿	0.4		3.6	0.20		25	
130kW以上 560kW以下			3.5	0.17			

※ HCは炭化水素、NO_xは窒素酸化物、COは一酸化炭素、PMは微粒子状物質をいう。

表3 ばい煙発生施設の定義

<p>大気汚染防止法 (定義等) 第2条 2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。</p>

表4 2.1.23 移動用発電機の工事計画手続き

(質問)

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の移動用発電機を短期間設置して使用する場合、工事計画の手続きは必要か。

(回答)

同一場所に「3か月以上」定置するものは、「ばい煙発生施設」として取り扱われ、工事計画届出の対象となる。

ただし、「3か月以上」はあくまでも目安であり、定置場所の各自治体の大気汚染防止法上の運用によりクリアランスはある。

※ 出典：電気事業法令（火力関係）必携質疑応答集。令和2年3月、一般社団法人火力原子力発電技術協会

Q5

移動用発電設備でも同一場所で長期間使用する場合、ばい煙の固定発生源とみなされ、大気汚染防止法の適用を受けることがあるのでしょうか。

A5

同一場所での使用期間の長さから、発電設備の種類（定置

式又は移動用）及び排出ガスの発生源（固定発生源又は移動発生源）を特定する法令上の規定はありません。

法令上の規定はないものの、ばい煙発生施設としての届出が必要となる移動用発電設備の同一場所での使用期間については、「電気事業法令（火力関係）必携質疑応答集」において、「3か月以上」と、その目安の期間が示されています。

上記の表4「2.1.23」をご参照下さい。

Q6

国土交通省の直轄工事で使用される建設機械を対象とする建設機械の指定制度による排出ガス規制については、直轄工事以外の建設工事で使用される建設機械にも適用されるのでしょうか。

A6

実質的には適用されます。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成12年5月に制定され、平成13年4月に施行されました。

この法律では、国、地方公共団体等の公的機関が

率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達等を行うことで、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としています。

この法律に基づき、国、地方公共団体等においては、公共工事における特定調達品目として、使用されるトンネル工事用・一般工事用の建設機械については、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械を指定し、指定建設機械の利活用を図っています。

例えば、排出ガス対策型建設機械については、国土交通省の直轄工事に限らず、国、地方公共団体等の公共工事においても使用が義務づけられているとともに、民間事業者の建設工事でも広く使用が促されています。